

# 省エネ適合性判定又は届出の対象となる建築物の規模

## 新築の場合

新築部分の床面積 (住宅+非住宅)	新築する 非住宅部分の床面積	
300㎡以上	300㎡以上 【特定建築物】	→
	300㎡未満	
300㎡未満	→	

  

R3.4.1以降に確認申請をする建築物の新築
<b>適合義務</b> (法第12条、住宅部分については所管行政庁による指示等の対象)
<b>届出義務</b> (法第19条、非住宅部分については適判不要)
<b>規制対象外</b> (床面積が10㎡を超える建築物は説明義務有)

※ 非住宅部分の面積は、「高い開放性を有する部分」を除いた面積

## 増改築の場合

既存建築物の非住宅部分の床面積	非住宅部分の増改築の床面積	増改築を行う床面積	「非住宅部分の増改築の床面積」の「増改築後の非住宅部分の床面積」に対する割合	
300㎡以上	300㎡以上	→	1/2以下	→
		→	1/2超	
	300㎡未満	300㎡以上	→	→
		300㎡未満	→	

  

H29.3.31までに新築された建築物への増改築	H29.4.1以降に新築された建築物への増改築
<b>届出義務</b> (法附則第3条)	<b>適合義務</b> (法第12条)
<b>適合義務</b> (法第12条)	
<b>届出義務</b> (法附則第3条)	
<b>規制対象外</b> (増改築の床面積が10㎡を超える建築物は説明義務有)	

  

既存建築物の非住宅部分の床面積	非住宅部分の増改築の床面積、増改築後の非住宅部分の床面積	増改築を行う床面積	「非住宅部分の増改築の床面積」の「増改築後の非住宅部分の床面積」に対する割合	
300㎡未満	300㎡以上	→	1/2以下	→
		→	1/2超	
	300㎡未満	300㎡以上	→	→
		300㎡未満	→	

  

H29.3.31までに新築された建築物への増改築	H29.4.1以降に新築された建築物への増改築
<b>届出義務</b> (法附則第3条)	<b>適合義務</b> (法第12条)
<b>適合義務</b> (法第12条)	
<b>届出義務</b> (法第19条)	
<b>規制対象外</b> (増改築の床面積が10㎡を超える建築物は説明義務有)	

※ 非住宅部分の面積は、「高い開放性を有する部分」を除いた面積